

消費者庁から提出された意見についての 電力・ガス取引監視等委員会の対応方針 (案)

2023年9月13日（水）
第47回 料金制度専門会合
事務局提出資料

本日御議論いただきたい内容

- 今般、消費者庁より、2023年9月7日付けで、電力・ガス取引監視等委員会（事務局総務課長宛）に対して、料金制度専門会合等の座長含む委員等の構成を検討するよう意見書（消費者庁参事官（公益通報・協働担当）名）の提出がなされ、9月8日に開催された第465回電力・ガス取引監視等委員会において、本意見に対する対応方針について審議を実施した。
- 本日は、上記委員会における審議内容の御報告を行うとともに、消費者庁の意見を踏まえた料金制度専門会合における今後の取り組み方針について、御議論いただきたい。
- なお、本日の料金制度専門会合における御議論も踏まえ、改めて、電力・ガス取引監視等委員会において、消費者庁からの意見書に対する回答について御審議いただく予定である。

1. 本件に係る経緯

2. 第465回電力・ガス取引監視等委員会における審議内容

3. 規制料金審査の振り返り

4. 不適切事案の影響検証、調達改善に向けたフォローアップに係る対応案

5. 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおける検証対応案

本件に係る経緯

- 大手電力7社の規制料金の改定に当たり、本年5月に行われた消費者庁協議では、①不適切事案の影響検証や、②調達改善に向けたフォローアップ、③審査ルールの見直しなどの検討における消費者庁の参画などを条件として、協議が了承された。
- これを踏まえ、料金制度専門会合において、不適切事案の影響検証や、調達改善に向けたフォローアップについて検討を開始した。
- また、本年1月に認可が行われた託送料金についても、各一般送配電事業者のコスト効率化の実効性等について引き続き検証を行うよう、消費者庁より意見が提出されており、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループを立ち上げた上で、既に検証を実施している。
- こうした状況下において、今般、消費者庁より、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップが十分に行われるよう、これまでに消費者庁から発出した文書でも意見したとおり、より一層の中立性、独立性を確保のため、料金制度専門会合等の座長を含む委員等の構成の検討を求める意見書（消費者庁参事官（公益通報・協働担当））が、本年9月7日付けで、当委員会事務局総務課長宛に提出された。

【参考】消費者庁からの意見書

令和5年9月7日

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課長 殿

消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）

電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合等の委員等について

貴委員会においては、料金制度専門会合において電気の規制料金のコスト効率化の取組のフォローアップを、料金制度専門会合の下で送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおいて託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップを御検討いただいているところです。

しかしながら、規制料金値上げの審査の進め方※に鑑みるに、今後、料金制度専門会合及び送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ（以下「料金制度専門会合等」という。）において、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップが十分に行われるのか懸念しております。

つきましては、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップが十分に行われるよう、これまでに消費者庁から発出した文書でも意見したとおり、より一層の中立性、独立性の確保のため、料金制度専門会合等の座長を含む委員等の構成を御検討いただきますようお願いいたします。

※今般の規制料金値上げの審査を進める中では、最終的には事務局により不正事案の検証がなされたものの、当初は「カルテル及び不正関与は規制料金には影響ない」との姿勢が基本とされ、不正事案が料金に与える影響に関する検証についても消極的な姿勢が示された。

1. 本件に係る経緯

2. 第465回電力・ガス取引監視等委員会における審議内容

3. 規制料金審査の振り返り

4. 不適切事案の影響検証、調達改善に向けたフォローアップ
に係る対応案

5. 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおける
検証対応案

第465回 電力・ガス取引監視等委員会における議論

- 本年9月8日に開催された第465回電力・ガス取引監視等委員会において、事務局より、消費者庁から提出された意見書について報告等を行った上で、当該意見書に対する回答方針等につき御審議いただいた結果、現行の料金制度専門会合及び送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの座長・委員は、専門的・中立的な立場から適切な審議が行われるよう、適切に構成されているとの見解が示されているところ。
- 一方、消費者庁の意見書にあるとおり、規制料金審査の進め方について改めて確認を行うことと、フォローアップを十分に実施することは重要であり、この点について、料金制度専門会合において、真摯に議論をすべきではないかとの指摘もなされている。
- このため、当該指摘内容等を踏まえ、本専門会合にて、規制料金審査の振り返りを行うとともに、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップを十分に実施するための対応方針について御審議いただく。

【本委員会における各委員の意見概要】

- ✓ 構成員の先生方の学識・経験に懸念を持ったことはなく、また、いかなる意味でも偏った人選がなされていないと考えている。（武田委員）
- ✓ ご意見を提出いただいた消費者庁からも具体的なご懸念を伺った上で、より公正・中立性・透明性の高い議論がなされるように対応するために改善すべき点が無いのか、改めて専門会合にてご検討いただくということが適当ではないか。（武田委員）
- ✓ 規制料金にしろ託送料金にしろ、その算定のベースとなるコストの効率化に向けての動きを適切にフォローアップすることは非常に大事。また、これまでの規制料金審査の進め方について、この専門会合できちんと振り返りを行った上で議論を深めるということも必要ではないか。（圓尾委員）
- ✓ 本委員会での審議内容を踏まえ、規制料金審査の進め方についての振り返りや規制料金・託送料金のコスト効率化のフォローアップを十分に実施するため、料金制度専門会合において御審議いただき、その上で再度、本委員会において消費者庁への回答案について御審議いただくこととしたい。（横山委員長）

(参考) 関係規程①

電気事業法（昭和39年法律第170号）

（委員長及び委員の任命）

第66条の7 委員長及び委員は、法律、経済、金融又は工学に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命する。

電力・ガス取引監視等委員会令（平成27年政令第309号）

（専門委員）

第2条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする

(参考) 関係規程②

電力・ガス取引監視等委員会運営規程（平成28年9月12日）（20160912電委第3号）【抄】

（専門会合の設置等）

第6条 委員会は、委員会の下に専門会合を置くことができる。

- 2 専門会合は、委員会の求めに応じ、専門の事項について調査審議を行い、その結果を委員会に報告することとする。
- 3 専門会合は、委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成する。
- 4 専門会合の座長は委員長が指名し、当該専門会合の座長は、当該専門会合の事務を掌理する。
- 5 専門会合の座長に事故があるときは、当該専門会合に属する構成員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。
- 6 専門会合の座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該専門会合の下にワーキング・グループを置くことができる。
- 7 第2項から第5項までの規定は、ワーキング・グループに準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門会合」と、「専門会合」とあるのは「ワーキング・グループ」と読み替えるものとする。

1. 本件に係る経緯

2. 第465回電力・ガス取引監視等委員会における審議内容

3. 規制料金審査の振り返り

4. 不適切事案の影響検証、調達改善に向けたフォローアップ
に係る対応案

5. 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおける
検証対応案

規制料金審査の振り返り（1/2）

- 消費者庁からの意見書では、今般の規制料金の改定申請の審査の進め方について、問題提起がされていることから、以下のとおり、**審査の経緯について整理**した。
- 本申請については、**料金制度専門会合で計16回（第28回～第43回）、審査チームによるインナー会合も含めると計49回にわたって厳格かつ丁寧に審査**をいただいた。（※P13以降に、料金制度専門会合における審査経過などを記載）。

- 不正閲覧事案やカルテル事案は、一般送配電事業の中立性・公平性に対する信頼を損ない、小売電気事業者間の公正な競争を揺るがしかねないものであることから、**当委員会として厳正な対応**を行った。また、今般の規制料金の改定申請は、ウクライナ侵略に伴う燃料価格の高騰等を受けて行われたものであることから、それを踏まえて、料金制度専門会合で**厳格かつ丁寧に審査**をいただいた。
- 審査の過程では、消費者庁から、**不適切事案が料金に与える影響**について検証すべきである旨の問題提起があった。これを踏まえつつ、料金制度専門会合で、中国電力の特別高圧・高圧の料金単価の推移など、**マクロの傾向に関する影響検証**を行った。
- その後、消費者庁協議の過程で、消費者庁から、マクロの傾向だけでなく、さらに検証できる余地があるのではないか、といった指摘があった。これを踏まえ、**公共入札案件の落札状況**に着目した分析を行い、中国電力については、高負荷率の需要家を中心に、**2019年の高圧の料金が高くなる傾向**があった旨を報告した。

（続く）

規制料金審査の振り返り（2/2）

（続き）

- 消費者庁協議の結果、不適切事案による影響について、引き続き検証していくことなどを条件として、物価問題に関する関係閣僚会議で、規制料金の改定申請に係る査定方針が了承された。
- これを踏まえ、当委員会において、中国電力の特別高圧・高圧の料金単価について、更に詳細な定量分析を実施し、特別高圧・高圧の料金の高止まりの可能性について、第46回料金制度専門会合で報告した。また、中国電力の調達コストの高止まりの可能性についても、現在、検証作業を実施中である。

【参考】料金制度専門会合における審査体制

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針（2023年5月16日）
を一部加工

- 規制料金の改定申請の審査では、各費目について詳細なデータの確認などが必要である。
- そのため、以下のとおり、**料金制度専門会合の委員3名で一組の審査チーム**を計4チーム設置し、**審査チームごとに担当項目を設定し**、詳細な審査を実施した。

各審査チームの委員構成・担当項目

審査チーム				担当項目
チームA	安念	北本	華表	・ 経営効率化 ・ 人員計画・人件費 ・ 公租公課
チームB	河野	東條	圓尾	・ 購入・販売電力料 ・ 設備投資・事業報酬 ・ 修繕費
チームC	男澤	松村	山内	・ 需要想定・供給力 ・ 燃料費 ・ 控除収益 ・ 費用の配賦・レートメイク・約款
チームD	梶川	川合	平瀬	・ 原子力バックエンド費用 ・ その他経費

（五十音順・敬称略）

【参考】料金制度専門会合における審査経過①

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針（2023年5月16日）
を一部加工

開催日				主な審査項目
①	第28回	2022年	12月7日	・ 特定小売供給約款の変更認可申請に係る対応 ・ 5事業者（東北・北陸・中国・四国・沖縄）の変更認可申請の概要
②	第29回		12月19日	・ 前回会合で頂いた御意見に係る事務局での整理 ・ 経営効率化①
③	第30回		12月26日	・ 需要想定・供給力① ・ 購入・販売電力料①
④	第31回	2023年	1月11日	・ 人員計画・人件費① ・ 燃料費①
⑤	第32回		1月19日	・ 原子力バックエンド費用① ・ 設備投資① ・ 事業報酬①
⑥	第33回		1月27日	・ 控除収益① ・ 公租公課① ・ 事業報酬② ・ 需要想定・供給力②
⑦	第34回		2月6日	・ 2事業者（北海道・東京）の変更認可申請の概要 ・ 修繕費① ・ その他経費① ・ 人員計画・人件費②
⑧	第35回		2月15日	・ 経営効率化② ・ その他経費② ・ 需要想定・供給力③

【参考】料金制度専門会合における審査経過②

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針（2023年5月16日）
を一部加工

開催日				主な審査項目
⑨	第36回	2023年	2月24日	- 費用の配賦① - 人員計画・人件費③
⑩	第37回		3月3日	- 燃料費等の採録期間① - 設備投資② - 控除収益② - 事業報酬③
⑪	第38回		3月15日	- 燃料費等の採録期間② - 修繕費② - 公租公課② - 原子力バックエンド費用②
⑫	第39回		3月24日	- 消費者庁及び消費者委員会からの御意見等に関する現時点での取組状況等について（たたき台） - 購入・販売電力料② - 経営効率化③
⑬	第40回		4月4日	- 燃料価格等の補正結果の概要 - 需要想定・供給力④ - 燃料費② - 購入・販売電力料③

【参考】料金制度専門会合における審査経過③

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針（2023年5月16日）
を一部加工

開催日				主な審査項目
⑭	第41回	2023年	4月11日	・ 経営効率化④ ・ ヤードスティック査定 ・ 購入・販売電力料④ ・ 燃料費③ ・ 人員計画・人件費④ ・ 設備投資③ ・ 修繕費③ ・ 事業報酬④ ・ 費用の配賦② ・ その他の論点①
⑮	第42回		4月17日	・ 消費者庁及び消費者委員会からの御意見等に関する現時点での取組状況等について（案） ・ 経営効率化⑤ ・ レートメイク・約款等 ・ その他の論点②
⑯	第43回		4月26日	・ その他の論点③ ・ 公聴会・「国民の声」への御回答（案） ・ 消費者庁及び消費者委員会からの御意見等に関する御回答（案） ・ 査定方針案（案）

【参考】審査チームによるインナー会合の実施状況①

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針（2023年5月16日）
を一部加工

開催日			チーム	主な審査項目
第1回	2022年	12月13日	A	・ 経営効率化
第2回		12月14日	A	・ 経営効率化
第3回		12月20日	B	・ 購入・販売電力料
第4回		12月22日	B	・ 購入・販売電力料
第5回		12月26日	A	・ 人員計画・人件費
第6回		12月27日	C	・ 燃料費
第7回		12月27日	A	・ 人員計画・人件費
第8回	2023年	1月12日	D	・ 原子力バックエンド費用
第9回		1月12日	D	・ 原子力バックエンド費用
第10回		1月13日	B	・ 設備投資
第11回		1月20日	A	・ 公租公課
第12回		1月20日	C	・ 控除収益
第13回		1月23日	C	・ 需要想定・供給力

【参考】審査チームによるインナー会合の実施状況②

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針（2023年5月16日）
を一部加工

開催日			チーム	主な審査項目
第14回	2023年	1月24日	A	・ 経営効率化
第15回		1月27日	B	・ 修繕費
第16回		1月30日	D	・ その他経費
第17回		1月30日	D	・ その他経費
第18回		1月31日	B	・ 修繕費
第19回		1月31日	A	・ 人員計画・人件費
第20回		1月31日	A	・ 人員計画・人件費 ・ 経営効率化
第21回		2月1日	A	・ 人員計画・人件費
第22回		2月20日	C	・ 費用の配賦
第23回		2月20日	A	・ 人員計画・人件費
第24回		3月9日	A	・ 公租公課
第25回		3月10日	A	・ 公租公課
第26回		3月20日	A	・ 人員計画・人件費 ・ 経営効率化
第27回		3月20日	A	・ 人員計画・人件費 ・ 経営効率化

【参考】審査チームによるインナー会合の実施状況③

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針（2023年5月16日）
を一部加工

開催日			チーム	主な審査項目
第28回	2023年	4月5日	A	・ 経営効率化
第29回		4月5日	B	・ 修繕費
第30回		4月6日	C	・ 燃料費 ・ 費用の配賦 ・ レートメーク・約款
第31回		4月7日	B	・ 修繕費
第32回		4月19日	C	・ 控除収益
第33回		4月20日	C	・ 控除収益

1. 本件に係る経緯
2. 第465回電力・ガス取引監視等委員会における審議内容
3. 規制料金審査の振り返り
- 4. 不適切事案の影響検証、調達改善に向けたフォローアップ
に係る対応案**
5. 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおける
検証対応案

- 今回の影響検証は、電気の規制料金に関する消費者庁協議を踏まえて行うものであり、料金改定を行った大手電力会社を対象とする。
- その上で、不正閲覧事案について、営業活動に利用していたのは関西電力であるが、関西電力は料金改定を行っていないことから、今回の影響検証の対象外とする。
- 一方で、カルテル事案に関係する大手電力会社のうち、今般、料金改定を行ったのは中国電力であるため、中国電力について影響検証を行うこととする。
- 具体的には、以下のアプローチに基づいて、検証を行う。
 - ① カルテル事案を通じて、どの程度、電気料金が高止まっていた可能性があるのか、定量的に検証する。
 - ② ①の検証結果を踏まえ、調達コストの高止まりがあったのか、ミクロの視点も考慮して、検証する。
- 今回は、①の検証結果について御報告するとともに、②の検証の方向性もお示しする。

【参考】調達改善に向けたフォローアップの実施

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針（2023年5月16日）
を一部加工

- 調達に関し、電力業界全体の競争入札率が限定的であること、まだ効率化の余地があるのではないか、との御指摘があること、さらには、今後自由化部門における電力会社間の競争の進展に伴い、新たなビジネスモデルの導入や技術開発などのイノベーションが起こり、さらにコストが圧縮される可能性もあることなども踏まえ、**料金審査によって効率化を促すのみならず、実際に各事業者においてどのようにコスト効率化を進めていくのか、フォローアップしていくことが重要**である。
- このため、**各事業者で調達の改善に係る方針を策定した上で、必要に応じて国がフォローアップしていく枠組みを新たに設ける**こととする。その際、調達に係る有識者の知見も得る、特定の調達案件について実証的に定量評価を行う、といった工夫も検討する。

現状の事後評価

- 原価算定期間（原則3年間）終了後に実施
- 規制部門の利益率、料金審査時の事業報酬額と比較した超過利潤の発生状況、自由化部門の赤字発生状況がチェックポイント

- 3年を待たず検証を行うことが必要
- 費用総額での検証だけでなく、更に詳細な検証を行うことが必要



新たに追加するフォローアップ

- 原価算定期間中であるか否かにかかわらず、料金改定後から実施
- 料金審査において議論となった点（例：工種ごとの発注の妥当性）の確認
- 仮に問題がある場合は、改善策を求めるなどの対応を実施

【参考】調達改善に向けたフォローアップの方向性

第46回 料金制度専門会合
資料3（2023年7月18日）を一部加工

目的	今後3年間（2023～2025年度）を「集中改善期間」とし、調達の効率化に向けた取組を実施
手法	- 今般、電気の規制料金の改定を行った大手電力7社について、事業者ごとに効率化に向けたロードマップ（※どのような案件を実証対象とし、どのように効果測定を行い、その検証結果をいつ・どのように横展開するのか、などをまとめたもの）を作成 - 上記のロードマップを踏まえて、特定の工事（例：設備工事、定期検査）などについて、効率化の定量的な実証を実施 当該実証で得られた知見は、ロードマップに沿って、当該事業者の他案件に横展開 - これらの取組は、調達に係る有識者の知見も得ながら実施することを検討
情報公開	「ロードマップが策定され、個別プロジェクトが選定されたこと」など、公開しても差し支えない内容は、料金制度専門会合で御報告 - さらに、競争発注の状況など、調達に関する基礎情報を公表することも検討
留意点	- 地域独占の送配電事業と異なり、競争状態にある小売事業・発電事業で、各事業者の優良事例などを事業者間で横展開することは、競争の歪曲に繋がる可能性 - そのため、優良事例を含めて、各事業者の具体的な取組は非公開としつつ、当該事業者の中で、他案件に横展開することを想定

不適切事案の影響検証の方向性

- 第46回料金制度専門会合で、カルテル事案に関し、特別高圧・高圧について関西電力が中国エリアから撤退を進めた結果、中国電力の特別高圧・高圧の料金が高止まった可能性が考えられる旨の検証結果をお示した。
- その上で、特別高圧・高圧の料金の高止まりにより、調達コストの高止まりが許容された可能性も考えられることから、中国電力の調達コストの高止まりについて、検証作業を実施中である。
- 調達コストの高止まりの検証においては、ミクロの視点を踏まえることとし、具体的には、例えば、以下のアプローチで検証作業を実施中である。

【定性的なアプローチ】

- ① 調達に関するガバナンス・ルールは、どのようなものが構築・策定されているか。
- ② 調達に関するガバナンス・ルールについて、カルテル認定期間やその前後で、変更・改定が行われたか。変更・改定が行われていた場合、その内容・背景はどのようなものか。
- ③ 調達に関するガバナンス・ルールの運用状況は、どのようになっているか。

【定量的なアプローチ】

- ① 特定の工事案件について、部品などの調達単価は、どのように推移しているか。カルテル認定期間やその前後で、単価の上昇などがある場合、その理由・背景は何か。
- 上記の点について、厳格かつ丁寧に検証し、その結果を料金制度専門会合で御報告予定である。

調達改善に向けたフォローアップの進め方（1/2）

【フォローアップの方針】

- 今後3年間（2023～25年度）を「集中改善期間」とし、調達の効率化に向けて、当委員会で各事業者の取組をフォローアップしていく。
- 具体的には、電気の規制料金の改定を行った大手電力7社について、事業者ごとに調達効率化に向けたロードマップの策定を求める。その上で、当委員会において、ロードマップの策定状況や、ロードマップを踏まえた具体的な取組の進捗状況などを確認する。
- 各事業者が策定したロードマップについては、競争に影響を与える項目を除いて、料金制度専門会合に御報告し、公表する。
- 料金制度専門会合では、各事業者が策定したロードマップや、それを踏まえた取組などについて、御議論・御指摘をいただく。その際は、電力以外の他分野の知見を取り入れていくことで多角的な視点を確保することを目指す。

調達改善に向けたフォローアップの進め方（2/2）

【ロードマップへの記載事項】

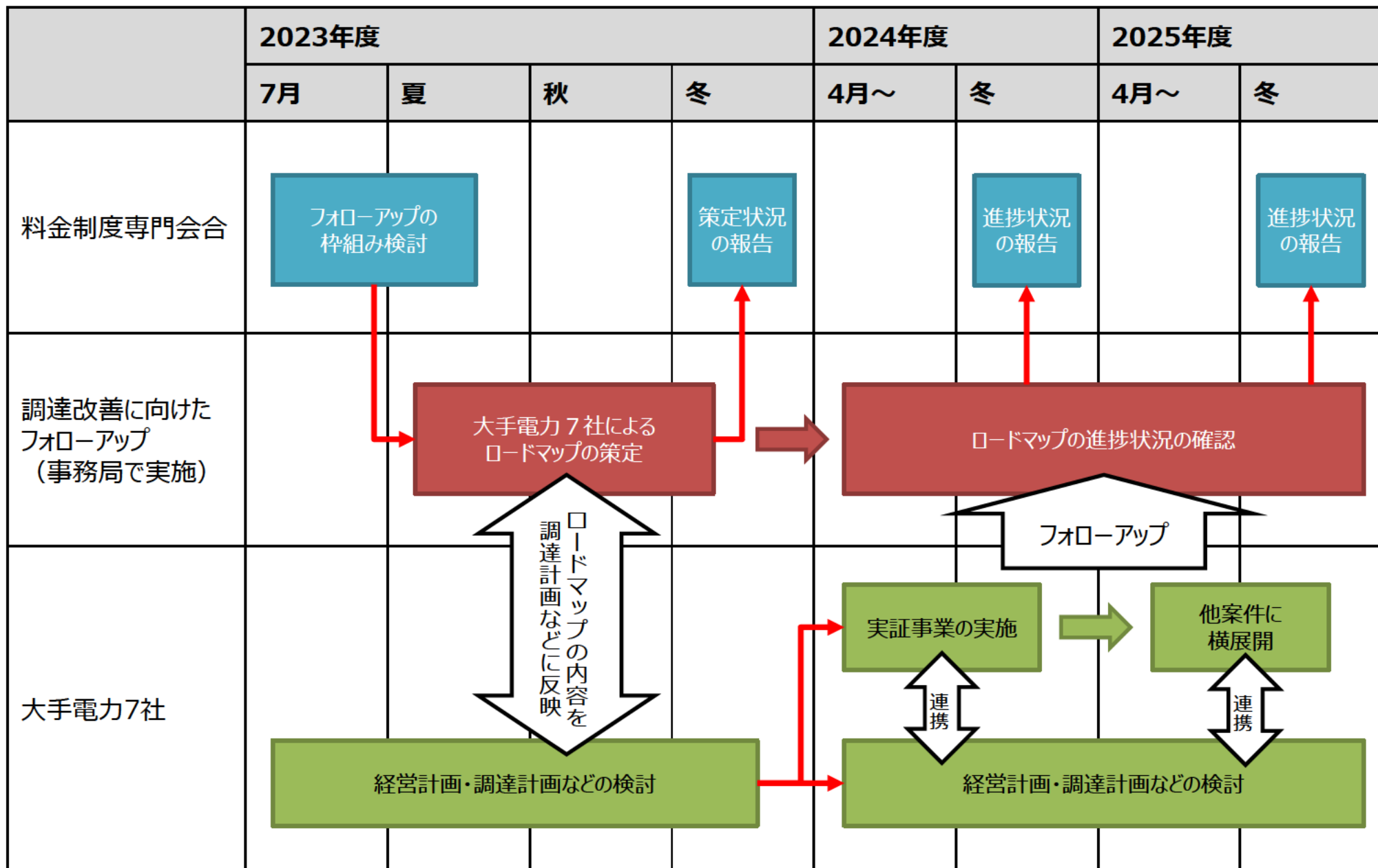
- ロードマップは、「①現状の課題認識⇒②今後の取組方針⇒③具体的な取組」という構成とし、具体的な取組については、選定の理由・見込まれる効果・効果測定の方法などを記載する。
- ロードマップの策定に当たっては、短期的な取組だけでなく、中期的な取組を含め、聖域無く検討する。また、これらの取組の検討範囲の規模感についても記載する。

【フォローアップの方法】

- ロードマップの策定に当たっては、電力以外の他分野の知見を取り入れていくことが重要である。そのため、他分野の調達の有識者から、当該分野における調達の取組事例などを聴取し、その内容を踏まえて、ロードマップの策定を進めていく。
- ロードマップの策定状況などは、当委員会事務局が実施する事業者ヒアリングで確認していく。また、当該ヒアリングについては、競争に影響を与える項目を除いて、実施日時や議事概要などを、料金制度専門会合に御報告し、公表する。
- なお、上記の事業者ヒアリングは、消費者庁も参画する形で実施する。

【参考】今後のスケジュール

第46回 料金制度専門会合
資料3（2023年7月18日）を一部加工



1. 本件に係る経緯
2. 第465回電力・ガス取引監視等委員会における審議内容
3. 規制料金審査の振り返り
4. 不適切事案の影響検証、調達改善に向けたフォローアップに係る対応案
- 5. 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおける検証対応案**

送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおける検証

- 令和5年度からレベニューキャップ制度が開始されるにあたり、一般送配電事業者各社は効率化計画を含め、事業計画を着実に実施していくことが求められるため、料金制度専門会合の下部に「**送配電効率化・計画進捗確認WG**」を設置。
- 検証にあたっては、1月31日付けで河野消費者担当大臣から西村経済産業大臣に対し提出された「託送料金の妥当性について（再意見）」における**指摘事項を踏まえ、マクロ視点からの分析のみならず、関係企業ヒアリングや実査等を行うなど、ミクロ視点からの検証も実施。**

【開催実績】

第1回 2023年5月25日

1. 送配電効率化・計画進捗確認 WGの進め方について
2. 関係企業等からのヒアリングについて（三菱電機・日本ガス協会）
3. 広域機関からのヒアリングについて

※資料：https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_optimize/0001_haifu.html

第2回 2023年8月2日

1. 第1回 WGの振り返りについて
2. マクロ的検証の結果（変圧器・遮断機）及び関係企業からのヒアリング（明電舎）について
3. ミクロ的検証の報告について

※資料：https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_optimize/0002_haifu.html

- 今般、消費者庁より提出のあった再意見においては、本専門会合において、これまでの消費者庁意見について検討・検証を行ってきたことに触れつつ、**4項目について「引き続き検討を求める」とされており、今後検討すべき事項に係る御意見**であるところ。
- このため、消費者庁からの指摘項目については、一般送配電事業者各社の効率化の取組をモニタリングすること等を目的として、**料金制度専門会合の下に新たに設置した「送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ」**※等において、**今後、丁寧に議論し、検討を進めていくこと**としたい。

※昨年12月26日開催の第30回料金制度専門会合において御審議いただき、その後、本年1月10日開催の第406回電力・ガス取引監視等委員会にて設置を決議。

1. 参照期間の費用の妥当性について

第1規制期間(令和5年度～令和9年度)の査定の基準となる参照期間(平成29年度～令和3年度)の一般送配電事業者各社の費用の妥当性について、引き続き検証作業を実施すること。また、検証の結果、必要があれば、第1規制期間中の託送料金の見直しも排除せずに検討すること。

2. コスト効率化の実効性について

一般送配電事業者は地域独占であり、必ずしもコスト効率化のインセンティブが働きにくい環境下にあることから、工事発注等において、十分に実効性のある取組が継続的に行われているかについて、定期的にモニタリングを行うなど、コスト効率化の実効性を引き続き検証すること。特に、サプライヤーの固定化に留意して検証作業を行うこと。

3. ミクロ視点の検証について

コスト管理・効率化の実効性を確保する観点から、マクロ視点からの分析のみならず、資材調達や工事発注の実務を含め、地域の実態をより精緻に把握し、関係企業ヒアリングや実査等を行うなど、ミクロ視点からの検証を行うこと。

4. モニタリングの体制について

第1規制期間中において一層の経営効率化を高めるためのモニタリングの枠組みについて今後検討することとされたところ、一般送配電事業者やその利害関係者、監督官庁から独立した第三者機関の設立も含めて、実効性を高める枠組みとすること。その体制において、民間企業の資材調達・工事発注の実務経験者等の参画など専門性を確保すること。

マクロ的検証の例（変圧器のサプライヤー構造）

1. サプライヤー構造 （2） 調査結果（サマリ）

第2回送配電効率化・計画進捗WG
資料4（2023年8月2日）

- 以上9区分の調査結果について、固定化の傾向が強いと考えられる順番に並び替えると、以下のとおり、概ね、真空遮断器→超高压用の機器・工事→超高压用以外の機器・工事という順番となった。

機器・工事区分	電圧区分	①TOP3 銘柄が2015～2022年度を通して3社以内(順位入替は有り)	②TOP3 シェアが2015～2022年度を通して90%以上	社数単純合算(①+②)	①・②双方に該当する事業者
真空遮断器		8社／8社	7社／7社	15社/15社	北海道、東北、中部、関西、中国、四国、九州
ガス遮断器	超高压用	7社／8社	8社／8社	15社/16社	北海道、東北、東京、中部、関西、中国、九州
GIS	超高压用	6社／7社	7社／7社	13社/14社	北海道、東京、中部、関西、中国、九州
変圧器	超高压用	2社／8社	8社／8社	10社/16社	北海道、北陸
ガス遮断器	超高压用以外	4社／10社	7社／10社	11社/20社	東北、中部、北陸、沖縄
変電工事	超高压用	4社／9社	4社／9社	8社/18社	北海道、中部、四国
変圧器	超高压用以外	1社／10社	7社／10社	8社/20社	北海道
変電工事	超高压用以外	3社／10社	3社／10社	6社/20社	北海道、四国、沖縄
GIS	超高压用以外	0社／10社	6社／10社	6社/20社	—

強

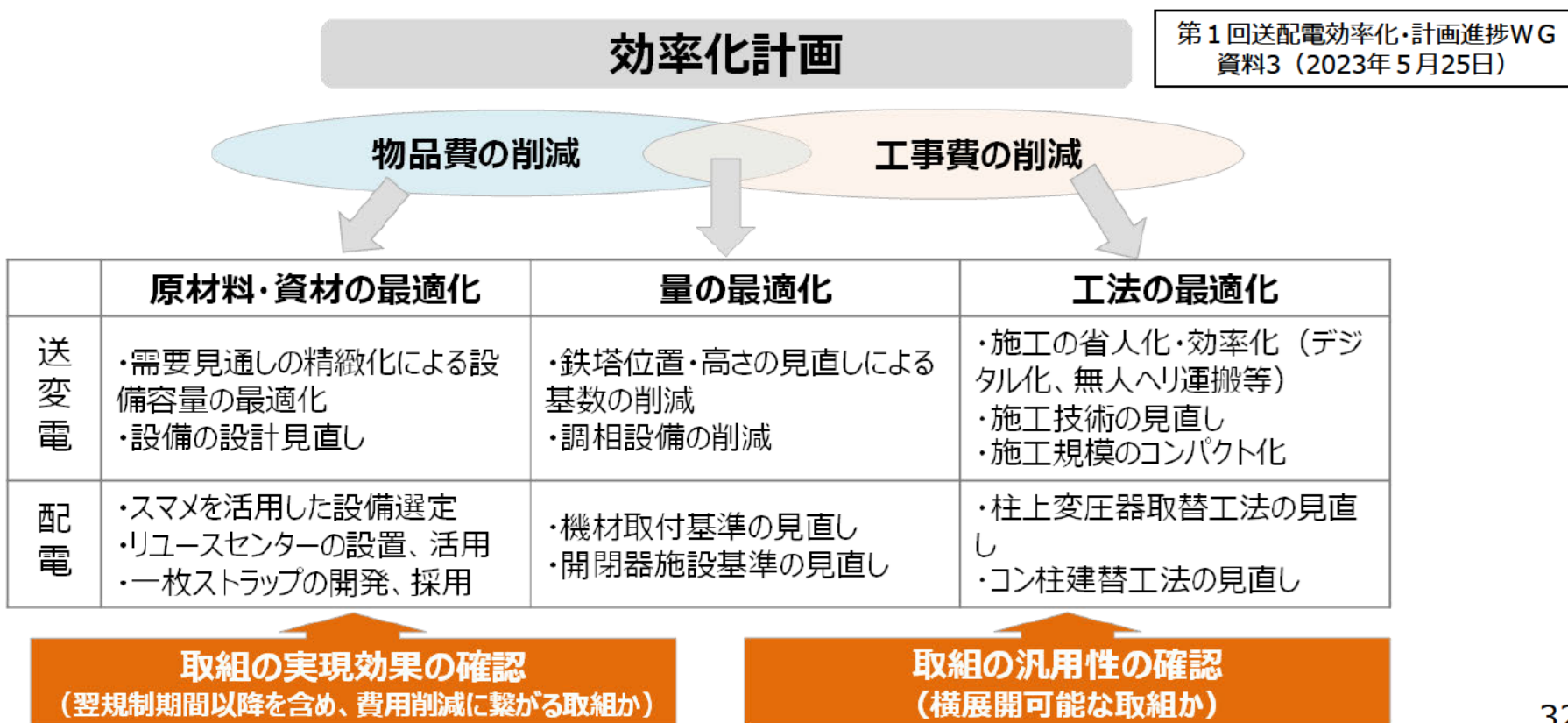
固定化の傾向

弱

注：発注実績なし/分析対象外のケースは分母から除いて集計している。

ミクロ的検証について

- 第1回WGにおいて、10社のミクロ的検証の対象となる個別プロジェクトを抽出し、各プロジェクトについて各社からプレゼンを実施。内容に関して各委員からの御意見を頂いた。
- 第2回WGにおいて、第1回WGでの各委員からの御意見も踏まえつつ、10社のうち3社（北海道、東京、中部）の個別プロジェクトについて、3社から実現効果や他社への展開可能性等の観点から詳細なプレゼンを実施し、各委員に御議論頂いた。



実査作業について

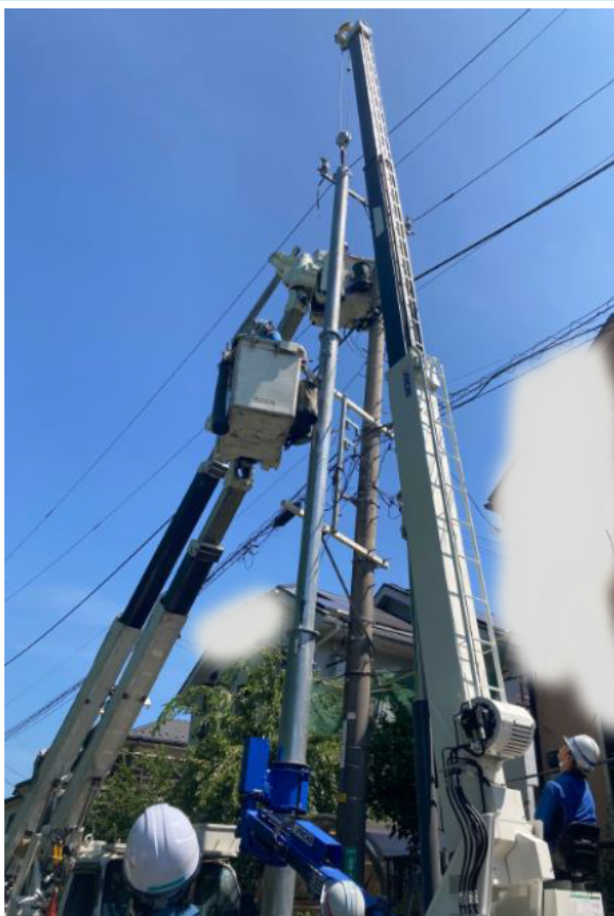
現地視察報告

第2回送配電効率化・計画進捗WG
資料5（2023年8月2日）

- 7月10日（月）に、東京電力PGの効率化施策である「元位置建替車両の適用に伴う効率化」について、委員及び事務局にて現地視察を実施した。
 - ✓ 日時：2023年7月10日（月）
 - ✓ 視察場所：東京都町田市（住宅地）
 - ✓ 視察内容：仮電柱設置～仮電柱への電線移設
 - ✓ 参加委員：松村座長、圓尾委員、河野委員、華表委員、平瀬委員
- 機器メーカーと協働で開発に取り組んだ施策であることを確認。
- 仮電柱設置にあたっては、従来の工法であれば地面の掘削から必要となるものの、当該施策の場合は、仮電柱を地面の上に置き、伸縮式の鋼管ユニットを必要な高さまで伸ばした後に車両のアームで支持することとしており、作業日数やコストの効率化に繋がっている実態を確認。その他、停電対応等の関連業務の実態も現場で確認。
- 一方、現状では道路の幅員等によっては当該施策が適用できない現場があり、施策効果を最大化するためには、汎用性や車両の稼働率をどのように高めていくかが課題。
（なお、電柱建替の全量が元位置建替となるわけではなく、移設候補先の地権者の承諾等の条件が整った場合には、別位置に建て替えることで電線移設作業を1回で済ますことができる場合もある）

現地視察報告（写真編）

- （左） 建替対象となっている既存電柱から仮電柱に電線に移設している様子
- （中央） クレーンを用いて、仮電柱を構成する鋼管ユニットを延伸している様子
- （右） 東電PGの担当部門から説明を受けている様子



※個人宅が映り込んでいる箇所にぼかし加工を実施。

今後の検証対応案

- 今後も四半期に1回程度WGを開催予定。各回、マクロ的検証で取り上げる主要設備（変圧器、送電線、配電設備等）やミクロ的検証で取り上げる個別プロジェクトを変えながら、検証を実施。
- ミクロ的検証・マクロ的検証の実施にあたっては、投資全体に占める割合等も意識しつつ検証を実施。
- 民間企業の資材調達・工事発注の実務経験を有するオブザーバーの追加を検討中。

【検証の進め方】

